

第 34 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 2 年 7 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 115 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 116 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 117 号	御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
報第 39 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	2 番 須田ひろ子 委員 3 番 奥村清治 委員
7、欠席委員	梅田主税 推進委員
議 長	ただ今の出席委員は 13 名で定数に達していますので、これより第 34 回御嵩町農業委員会を開会します。青木 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録 署名者に、2 番 須田 委員、3 番 奥村 委員を指名します。 それでは、議第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、12 番 山口 委員 説明願います。
12 番山口委員	12 番 山口です。1 号事案について説明します。資料 5-1 をご覧ください。申請地は大久後トンネルの大久後口から東へ 20m のところです。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は移動通信中継設備建設工事用仮設事務所及び資材置場として使用するものです。転用計画は許可日から 3 ヶ月。2020 年 12 月 31 日の間です。1.8m のガードフェンスを付け、ビニールシートを敷き、鉄板 29 枚を敷きます。雨水は自然浸透です。6 月 25 日に現地確認をしました。転用によって被害を与えたときは損害補償をします。事業計画

	<p>書、履歴事項全部証明書、誓約書、残高証明書、外為関係残高証明書、工事完了後に農地に復元する誓約書、隣地承諾書を確認しました。以上の点から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をよろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願ひします。挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に 議第116号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願ひします。事務局より朗読願ひします。 (事務局朗読)</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、3番 奥村 委員 説明願ひします。</p>
3番奥村委員	<p>3番 奥村です。申請者と現地に立ち会いまして、現地を確認しましたが、1枚の田が3筆に分かれていて去年の3条申請で2筆は申請されたが、1筆が忘れられていたために、再度申請されたということです。これといったことはなく、きれいに管理されておりました。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願ひします。挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。 次に 議第117号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願ひします。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>今説明がありましたが、3枚目を見ていただきますと、除外申請</p>

	<p>の答申ところの意見が4件ありますが、具体的に下記の意見を付すといったことが記載されておりますが、こういった関係以外は良かったですか。こういうことでよろしいでしょうか。意見というところが十分でなければ追加したいと思いますし、書いてあります除外はやむを得ない4件について下記の意見を付す中 C-23 伏見 D-1 この辺のことの文書等よろしいでしょうか。亀井さん。</p>
1 番亀井委員	<p>よろしいかと。</p>
議 長	<p>伏見 D-1 も良いわけですね。 上之郷は下記意見というのは。</p>
14 番日比野委員	<p>特にないです。</p>
議 長	<p>特にない形ですね。わかりました。 採決に入ります。 事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>大変申し訳ありません。1つ訂正をお願いします。 資料の2ページ目に御嵩町農業振興地域整備計画の変更ということで表題がございます。その3つ目の農用地利用確保計画の変更ということで2223.52 平米という記載がございますが、これを2762.52 が正しい数字となります。お詫びして訂正させていただきますと思います。</p>
議 長	<p>もう一回。</p>
事務局次長	<p>正確な数字が2762.52 になります。2762.52 です。</p>
議 長	<p>数字の修正がありました。 それでは採決に入ります。 議第117号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって議題117号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり可決します。 次に、報第39号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。 (事務局報告)</p> <p>事務局からの報告が終わりましたので、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p>
	<p>10時00分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

2 番

3 番
